

診療報酬適用のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省より平成 18 年 10 月 31 日保医発第 1031002 号により、下記の検査項目の保険請求が可能となりましたのでご案内申し上げます。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

敬 具

2006 年 11 月

【記】

◇新たに保険収載された検査項目（平成 18 年 11 月 1 日より適用）

項目名	保険点数	区分
淋菌及びクラミジアトラコマチス 同時核酸増幅同定精密検査	300点	区分「D023」微生物核酸同定・ 定量検査の 8

ア 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、クラミジア・トラコマチス感染症若しくは淋菌感染症が疑われる患者又はクラミジア・トラコマチスと淋菌による重複感染が疑われる患者であって、臨床所見、問診又はその他の検査によっては感染因子の鑑別が困難なものに対して治療法選択のために実施した場合及びクラミジア・トラコマチスと淋菌の重複感染者に対して治療効果判定に実施した場合に算定できる。

ただし、「D012」感染症免疫学的検査の「21」の淋菌同定精密検査、同「21」のクラミジアトラコマチス抗原精密測定、本区分「2」の淋菌核酸同定精密検査、本区分「2」のクラミジアトラコマチス核酸同定精密検査、本区分「3」の淋菌核酸増幅同定精密検査又は本区分「3」のクラミジアトラコマチス核酸増幅同定検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。

イ 淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、TMA 法による同時増幅法並びに HPA 法及び DKA 法による同時検出法又は PCR 法による同時増幅法及び核酸ハイブリダイゼーション法による同時検出法による。淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密検査は、泌尿器又は生殖器官からの検体によるものである。ただし、男子尿は含み女子尿は含まない。